

届出に関するQ&A

No	質 問	回 答
届出について（共通）		
1	届出制度はどのような目的から設けられているのですか？	立地適正化計画で定める都市機能誘導区域外での誘導施設の立地動向などを把握するために設けられています。
2	区域の確認はどこでできますか？	町のホームページ又は、徳之島町役場建設課でご確認いただけます。
3	届出制度施行後も、居住誘導区域外に住むことはできますか？	本計画は、居住誘導区域内に住むことを強制するものではなく、住居や誘導施設を区域外に建築できないというものではありません。計画期間内において、誘導施設等の立地を緩やかに誘導するために建築等の届出を行うものです。
4	届出書は何部必要ですか？	1部提出してください。※控え等が必要な場合には2部提出してください。受付印を押印のうえ返却します。
5	届出書に届出者の押印は必要ですか？	届出者の欄は記名のみで押印は不要です。
6	届出をしなかった場合、罰則はありますか？	届出をしない、又は虚偽の届出をして開発行為や建築等行為を行った場合、30万円以下の罰金に科せられる場合があります。（都市再生特別再生法第130条）
7	不動産取引における重要事項説明書の記載の対象となりますか？	重要事項説明書への記載の対象となります。（宅地建物取引法第35条）
8	今後、届出の対象となる区域や誘導施設が変更になることはありますか？	立地適正化計画は、5年ごとに評価を行い必要に応じて見直しを行うため、届出の対象も変わる可能性があります。見直しを行った場合は、広報及びホームページ等で速やかにお知らせします。
届出の期日について		
1	いつから着手する行為が対象になりますか？	令和4年10月1日以降に着手するものについては、速やかに届出をお願いします。
2	届出に係る事項に変更が生じた場合は、どのようにすればよいですか？	届出に係る事項（添付図書の内容を含む）に変更が生じた場合は、変更に係る行為に着手する30日前までに所定の様式により届出を行ってください。
3	開発許可申請や建築確認申請との提出の前後関係はどのようにすればよいですか？	法令上の前後関係の定めはありませんが、届出の趣旨が立地場所の誘導でもあることから、開発許可申請や建築確認申請等に先立ち届出をお願いします。
開発等行為・建築行為に係る届出について		
1	届出の対象となる開発行為とは何ですか？	都市計画法第4条12項に規定する開発行為です。主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を指します。
2	仮設建築物も届出の対象になりますか？	仮設のもの又は非常災害のために必要な応急処置として行う行為については、届出の対象となりません。
3	一部にのみ誘導施設を含む複合施設であっても、届出が必要ですか？	一部でも誘導施設を含む場合には、届出の対象になります。